

(介 75)

平成 30 年 7 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて

(その 4 および 5)

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いにつきましては、本年 7 月 17 日付 (介 70) 等にてご連絡させていただきましたが、利用料の支払い免除等を実施する市町村の情報が更新されましたので、更新された利用者向けリーフレットと併せ、情報提供申し上げます。

また、事務連絡 (その 4) においては、先般災害救助法の適用となった山口県、(その 5) においては、既に災害救助法の適用となっている京都府において適用範囲が拡大された情報が新たに追加されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて (その 4)
(平 30. 7. 14 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
- ・平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて
(平 30. 7. 14 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて (その 5)
(平 30. 7. 14 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)



事 務 連 絡

平成30年 7 月 14 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成30年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その4）

平成30年 7 月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（平成30年 7 月13日付け事務連絡から、別紙を更新）

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法（平成 9 年第 123 号）第 9 条の被保険者であること。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成 30 年 10 月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

実施市町村

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22		宮津市
23		京丹後市
24		船井郡京丹波町
25		与謝郡与謝野町
26	兵庫県	豊岡市

27		篠山市
28		朝来市
29		宍粟市
30		赤穂郡上郡町
31		美方郡香美町
32		姫路市
33		西脇市
34		丹波市
35		多可郡多可町
36		佐用郡佐用町
37		養父市
38		たつの市
39		神崎郡市川町
40		神崎郡神河町
41	鳥取県	鳥取市
42		八頭郡若桜町
43		八頭郡智頭町
44		八頭郡八頭町
45		東伯郡三朝町
46		西伯郡南部町
47		西伯郡伯耆町
48		日野郡日南町
49		日野郡日野町
50		日野郡江府町
51	島根県	江津市
52	岡山県	岡山市
53		倉敷市
54		玉野市
55		笠岡市
56		井原市
57		総社市
58		高梁市
59		新見市
60		瀬戸内市

61		赤磐市
62		真庭市
63		浅口市
64		都窪郡早島町
65		浅口郡里庄町
66		苫田郡鏡野町
67		英田郡西粟倉村
68		加賀郡吉備中央町
69		小田郡矢掛町
70	広島県	広島市
71		呉市
72		竹原市
73		三原市
74		尾道市
75		福山市
76		府中市
77		東広島市
78		江田島市
79		安芸郡府中町
80		安芸郡海田町
81		安芸郡熊野町
82		安芸郡坂町
83	山口県	岩国市
84	愛媛県	今治市
85		宇和島市
86		大洲市
87		西予市
88		北宇和郡松野町
89		北宇和郡鬼北町
90	高知県	安芸市
91		香南市
92		長岡郡本山町
93		宿毛市
94		土佐清水市

95		幡多郡三原村
96		幡多郡大月町
97	福岡県	飯塚市

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[山口県]

岩国市 山口県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**



事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 14 日

山口県健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る
利用料の負担等の取扱いについて

「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 4）」（平成 30 年 7 月 14 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。（別添））により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところではありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

別添

事 務 連 絡

平成30年7月14日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その4）

平成30年7月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（平成30年7月13日付け事務連絡から、別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法（平成 9 年第 123 号）第 9 条の被保険者であること。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成 30 年 10 月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

実施市町村

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22		宮津市
23		京丹後市
24		船井郡京丹波町
25		与謝郡与謝野町
26	兵庫県	豊岡市

27		篠山市
28		朝来市
29		宍粟市
30		赤穂郡上郡町
31		美方郡香美町
32		姫路市
33		西脇市
34		丹波市
35		多可郡多可町
36		佐用郡佐用町
37		養父市
38		たつの市
39		神崎郡市川町
40		神崎郡神河町
41	鳥取県	鳥取市
42		八頭郡若桜町
43		八頭郡智頭町
44		八頭郡八頭町
45		東伯郡三朝町
46		西伯郡南部町
47		西伯郡伯耆町
48		日野郡日南町
49		日野郡日野町
50		日野郡江府町
51	島根県	江津市
52	岡山県	岡山市
53		倉敷市
54		玉野市
55		笠岡市
56		井原市
57		総社市
58		高梁市
59		新見市
60		瀬戸内市

61		赤磐市
62		真庭市
63		浅口市
64		都窪郡早島町
65		浅口郡里庄町
66		苫田郡鏡野町
67		英田郡西粟倉村
68		加賀郡吉備中央町
69		小田郡矢掛町
70	広島県	広島市
71		呉市
72		竹原市
73		三原市
74		尾道市
75		福山市
76		府中市
77		東広島市
78		江田島市
79		安芸郡府中町
80		安芸郡海田町
81		安芸郡熊野町
82		安芸郡坂町
83	山口県	岩国市
84	愛媛県	今治市
85		宇和島市
86		大洲市
87		西予市
88		北宇和郡松野町
89		北宇和郡鬼北町
90	高知県	安芸市
91		香南市
92		長岡郡本山町
93		宿毛市
94		土佐清水市

95		幡多郡三原村
96		幡多郡大月町
97	福岡県	飯塚市



事 務 連 絡

平成30年 7 月 17 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成30年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その5）

平成30年 7 月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（平成30年 7 月14日付け事務連絡から、別紙を更新）

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法（平成 9 年第 123 号）第 9 条の被保険者であること。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成 30 年 10 月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

実施市町村

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	京都府	<u>福知山市</u>
23		<u>舞鶴市</u>
24		<u>綾部市</u>
25		宮津市
26		京丹後市

27		南丹市
28		船井郡京丹波町
29		与謝郡伊根町
30		与謝郡与謝野町
31	兵庫県	豊岡市
32		篠山市
33		朝来市
34		宍粟市
35		赤穂郡上郡町
36		美方郡香美町
37		姫路市
38		西脇市
39		丹波市
40		多可郡多可町
41		佐用郡佐用町
42		養父市
43		たつの市
44		神崎郡市川町
45		神崎郡神河町
46	鳥取県	鳥取市
47		八頭郡若桜町
48		八頭郡智頭町
49		八頭郡八頭町
50		東伯郡三朝町
51		西伯郡南部町
52		西伯郡伯耆町
53		日野郡日南町
54		日野郡日野町
55		日野郡江府町
56	島根県	江津市
57	岡山県	岡山市
58		倉敷市
59		玉野市
60		笠岡市

61		井原市
62		総社市
63		高梁市
64		新見市
65		瀬戸内市
66		赤磐市
67		真庭市
68		浅口市
69		都窪郡早島町
70		浅口郡里庄町
71		苫田郡鏡野町
72		英田郡西粟倉村
73		加賀郡吉備中央町
74		小田郡矢掛町
75		広島市
76		呉市
77		竹原市
78		三原市
79		尾道市
80		福山市
81	広島県	府中市
82		東広島市
83		江田島市
84		安芸郡府中町
85		安芸郡海田町
86		安芸郡熊野町
87		安芸郡坂町
88	山口県	岩国市
89		今治市
90		宇和島市
91		大洲市
92	愛媛県	西予市
93		北宇和郡松野町
94		北宇和郡鬼北町

95	高知県	安芸市
96		香南市
97		長岡郡本山町
98		宿毛市
99	高知県	土佐清水市
100		幡多郡三原村
101		幡多郡大月町
102	福岡県	飯塚市

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[京都府]

福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市 船井郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町 京都府後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**